

# 公益財団法人よこはま学校食育財団物資供給契約に係る契約違反、賄賂及び不正行為等に関する入札参加停止等措置要綱運用基準

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 26 年 5 月 1 日

公益財団法人よこはま学校食育財団物資供給契約に係る契約違反、賄賂及び不正行為等に関する入札参加停止等措置要綱の運用を適正に行うために必要な基準を次のとおり定める。

- 1 要綱別表の各号に掲げる措置要件に該当する可能性があると認められる事案の把握は、有資格者及び関係機関からの報告、他の公共機関からの通知又は横浜市内で一般に販売されている新聞、テレビ若しくはラジオの報道等により行うものとする。
- 2 要綱別表第 2 に定める措置要件の第 3 号及び第 4 号の「契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、当該業者が業務上行った非違行為に対し関係官公署の処分がなされた場合をいう。
- 3 指名停止の期間中において、新たに措置要件に該当した場合の指名停止の始期は、現に指名停止を受けている期間に係わらず、別表の期間の欄の始期による。
- 4 決定した停止措置については、停止措置を受けた納入業者の商号又は名称、本社所在地、期間及び処置理由を、当該停止措置の終了日まで本財団ホームページに掲載することにより公表するものとする。
- 5 特に反社会性の高い事件に基づいて決定した停止措置については、報道機関に資料提供することができる。
- 6 指名停止の期間中において、当該有資格者が一般競争入札参加資格を喪失した場合は、これをもって指名停止を終了したものとする。  
ただし、資格喪失理由が登録期間満了による場合において、当該有資格者が継続して登録を行ったときは、自動的に指名停止は継続するものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から適用する。